



特定共同住宅



消防法施行規則及び特定共同住宅における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令

平成22年2月5日 総務省令第8号

消防法施行令(昭和36年政令第37号)第12条第1項第1号、第3号及び第9号並びに同条第2項第2号ハ、第26条第1項ただし書並びに第29条の4第1項の規定に基づき、消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成22年2月5日
総務大臣 原口 一博

消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令

(消防法施行規則の一部改正)

第1条 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)の一部を次のように改正する。

第12条の2第2号ホ中「、防火対象物の10階以下の階にあつては」及び「、11階以上の階にあつては100²以下」を削る。

第13条第2項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

令第12条第1項第3号の総務省令で定める部分は、令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(5)項ロ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物(同表(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第10項若しくは第16項に規定する共同生活介護若しくは共同生活援助を行う施設に限る。以下この項、第28条の2第1項第4号及び同条第2項第3号において同じ。)の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次の各号に定めるところにより、同表(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの10階以下の階とする。

- 一 居室を、準耐火構造の壁及び床(3階以上の階に存する場合にあつては、耐火構造の壁及び床)で区画したものであること。
- 二 壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたものであること。
- 三 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8²以下であり、かつ、1の開口部の面積が4²以下であること。
- 四 前号の開口部には、防火戸(3階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防火戸)(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸(2以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が4²以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。
 - イ 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。
 - ロ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm以上、1.8m以上及び15cm以下であること。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>

弊社top pageへ





特定共同住宅



消防法施行規則及び特定共同住宅における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令

五 区画された部分すべての床の面積が 100m^2 以下であること。

第13条の2第2項中「以上であるもの」の下に「(第13条の5第2項において「高感度型ヘッド」という。)」を加える。

第13条の5第2項中「前項に規定する小区画型ヘッド又は開放型スプリンクラーヘッドは第13条の3第2項(第1号を除く。)の例により、標準型ヘッドは第13条の2第4項第1号の例により、放水型ヘッド等」を「令第12条第1項第1号及び第9号に掲げる防火対象物又はその部分には、前項に規定するスプリンクラーヘッドのうち、小区画型ヘッドにあつては第13条の3第2項(第1号を除く。)の例により、開放型スプリンクラーヘッドにあつては第1号に定めるところにより、標準型ヘッドにあつては第13条の2第4項第1号の例によるほか第2号に定めるところにより、放水型ヘッド等にあつて」に改め、同項に次の2号を加える。

- 一 開放型スプリンクラーヘッドは、天井に、当該天井の各部分から1のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、 1.7m 以下となるように設けること。
- 二 標準型ヘッドは、天井に、当該天井の各部分から1のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、耐火建築物以外の建築物にあつては 2.1m (高感度型ヘッドにあつては、第13条の2第3項の式により求めた距離)以下、耐火建築物にあつては 2.3m (高感度型ヘッドにあつては、同項の式により求めた距離)以下となるように、それぞれ設けること。

第28条の2第1項に次の1号を加える。

- 四 前3号に掲げるもののほか、令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(5)項口並びに(6)項口及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、同表(6)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの同表(6)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分(地階、無窓階及び11階以上の階の部分を除く。)
 - イ 居室を、準耐火構造の壁及び床(3階以上の階に存する場合にあつては、耐火構造の壁及び床)で区画したものであること。
 - ロ 壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。
- ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が 8m^2 以下であり、かつ、1の開口部の面積が 4m^2 以下であること。
 - ニ ハの開口部には、防火戸(3階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防火戸)(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸(2以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が 4m^2 以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。
 - (イ) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。
 - (ロ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、 75cm 以上、 1.8m 以上及び 15cm 以下であること。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

弊社top pageへ



<http://www.nbs119.co.jp/>



特定共同住宅



消防法施行規則及び特定共同住宅における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令

ホ 令別表第1(6)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

第28条の2第2項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

三 前2号に掲げるもののほか、令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(5)項口並びに(6)項口及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、同表(6)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの同表(6)項口及びハ

に掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分(地階、無窓階及び11階以上の階の部分を除く。)

イ 居室を、準耐火構造の壁及び床(3階以上の階に存する場合にあつては、耐火構造の壁及び床)で区画したものであること。

ロ 壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が 8m^2 以下であり、かつ、1の開口部の面積が 4m^2 以下であること。

ニ ハの開口部には、防火戸(3階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防火戸)(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸(2以上の異なる経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が 4m^2 以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

(イ) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

(ロ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm以上、1.8m以上及び15cm以下であること。

ホ 令別表第1(6)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ





特定共同住宅



消防法施行規則及び特定共同住宅における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令

(特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正)

第2条 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「防火対象物」の下に「及び同表(16)項イに掲げる防火対象物(同表(5)項ロ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物(同表(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物にあっては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第10項若しくは第16項に規定する共同生活介護若しくは共同生活援助を行う施設に限る。以下同じ。)の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、同表(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供する各独立部分(構造上区分された数個の部分の各部分で独立して住居その他の用途に供されることが出来るものをいう。以下同じ。)の床面積がいずれも100m²以下であるものに限る。)」を加え、同条第1号の次に次の1号を加える。

一の二 福祉施設等 特定共同住宅等の部分であって、令別表第1(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものをいう。

第2条第2号中「及び寄宿舎の寝室」を「、寄宿舎の寝室及び各独立部分で令別表第1(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるもの」に改める。

第3条第1項中「特定共同住宅等において」を「特定共同住宅等(福祉施設等を除く。)において」に改め、同条第3項第1号中「の部分に限る」を「の部分に限り、福祉施設等を除く」に、「規則第13条第1項第1号ロ」を「規則第13条第2項第1号ロ」に、「規則第13条第1項第1号ハ」を「規則第13条第2項第1号ハ」に改め、同項第2号中「管理人室」の下に「(福祉施設等にあるものを除く。)」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項第3号中「イからへまで」を「イからトまで」に改め、同号へ中「イからホまで」を「イからへまで」に改め、同号へを同号トとし、同号ホの次に次のように加える。

へ 福祉施設等に設ける共同住宅用自動火災報知設備にあっては、福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者(所有者又は管理者をいう。)又は当該関係者に雇用されている者(当該福祉施設等で勤務している者に限る。)(以下「関係者等」という。)に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。

第3条第2項第4号中「イからホまで」を「イからへまで」に改め、同号ホ中「イからニまで」を「イからホまで」に改め、同号ホを同号へとし、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 福祉施設等に設ける住戸用自動火災報知設備にあっては、福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者等に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ





特定共同住宅



消防法施行規則及び特定共同住宅における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令

第3条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 福祉施設等において、初期拡大抑制性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

特定共同住宅等の種類		通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
構造類型	階数		
二方向避難型特定共同住宅等	地階を除く階数が5以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が10以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用自動火災報知設備
	地階を除く階数が11以上のもの	屋内消火栓設備(11階以上の階に設置するものに限る。) スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が5以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が10以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用自動火災報知設備
	地階を除く階数が11以上のもの	屋内消火栓設備(11階以上の階に設置するものに限る。) スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
二方向避難・開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が11以下のもの	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ 



特定共同住宅



消防法施行規則及び特定共同住宅における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令

特定共同住宅等の種類		通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
構造類型	階数		
	地階を除く階数が11以上のもの	屋内消火栓設備(11階以上の階に設置するものに限る。)スプリンクラー設備自動火災報知設備屋外消火栓設備動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備共同住宅用自動火災報知設備
その他の特定共同住宅等	地階を除く階数が10以下のもの	自動火災報知設備屋外消火栓設備動力消防ポンプ設備	共同住宅用自動火災報知設備
	地階を除く階数が11以上のもの	屋内消火栓設備(11階以上の階に設置するものに限る。)スプリンクラー設備自動火災報知設備屋外消火栓設備動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備共同住宅用自動火災報知設備

第4条第1項中「特定共同住宅等において」を「特定共同住宅等(福祉施設等を除く。)において」に改め、同条第4項中「管理人室」の下に「(福祉施設等にあるものを除く。)」を加え、「前条第2項第2号」を「前条第3項第2号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前条第2項第3号又は第4号」を「前条第3項第3号又は第4号」に、「第1項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「前条第2項第3号及び第4号」を「前条第3項第3号及び第4号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 福祉施設等において、避難安全支援性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ 



特定共同住宅



消防法施行規則及び特定共同住宅における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令

特定共同住宅等の種類		通常用いられる消防設備等	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
構造類型	階数		
二方向避難型特定共同住宅等及び開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が5以下のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が4以上のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備	共同住宅用自動火災報知設備
二方向避難・開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が10以下のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が11以上のもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備	共同住宅用自動火災報知設備
その他の特定共同住宅等	すべてのもの	自動火災報知設備 非常警報器具又は非常警報設備	共同住宅用自動火災報知設備

則
この省令は、公布の日から施行する。



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ 